

## 論文審査の結果の要旨

氏名：勝原基貴

博士の専攻分野の名称：博士（工学）

論文題名：大正・昭和戦前期における岸田日出刀の近代建築理念に関する研究

審査委員：（主査） 教授 田所辰之助

（副査） 教授 重枝豊 特任教授 大川三雄

日本大学短期大学部教授 矢代真己

本論文は、大正・昭和戦前期に日本の近代建築の発展に大きく貢献した岸田日出刀について、その近代建築理念を解明する研究の成果である。

岸田日出刀に関しては従来、丹下健三や前川國男など戦後復興期に日本の近代建築を牽引し、その確立を果たした建築家とその世代への影響が断片的に指摘されてきたが、岸田自身の活動の全体像や建築理念については十分な検証がなされてこなかった。丹下、前川らの作品に代表される日本独自の近代建築がいったいどのような理念のもとに推進、確立されてきたのか。日本の近代建築史研究において中核的な課題のひとつでもあるこの問題に対し、岸田日出刀という人物を通じて分析し、新たな知見を得ることを本論文は目的としている。

本研究では、金沢工業大学建築アーカイブズ研究所、東京都公文書館内田祥三文庫等に所蔵されている岸田関連資料が主たる分析対象となった。とくに金沢工業大学建築アーカイブズ研究所所蔵の岸田関連資料はこれまで未整理のままで、申請者はその全容を把握するため許可を得て当該資料の整理作業に取り組み、検索の可能なデータベースを構築した。そのなかには従来知られてこなかった岸田の活動を示す資料も含まれており、こうした未見あるいは新出資料の検証作業が本研究の基礎をなしている。

それを受けて、本論文は1) 岸田日出刀の自己形成、2) 洋行後にみられる建築理念の変容、3) 講義ノート「意匠及び装飾（形体篇）」にみる岸田の建築造形理念、4) 講義ノート「建築計画」にみる講義の方針とその理論的特質、5) 「建築の日本趣味」論に対する岸田の見解、6) 大正・昭和戦前期における岸田の近代建築理念の性格、の6つの主題を扱い、それぞれについて個別に論じている。これに序章および結論を加え、全体は8章から構成される。

まず序章において、研究の背景と目的、既往研究の検討と残されている課題、分析対象とした資料について、岸田の経歴、そして研究の方法と本論文の構成、の各点について記している。ここでは、その多岐にわたる活動から、これまで個別的なテーマのもとで記述されてきた岸田に関する研究を概観し、岸田についての従来の評価を析出させその論点をまとめている。近代建築における記念性の問題、戦前期の日本におけるル・コルビュジエの建築理論の受容、「日本的なるもの」の建築的表象、1940年に予定されていたオリンピック東京大会の施設委員としての活動、等の各主題に岸田に関する従来の評価は集約されてきた。これを受け、本論文ではとくに東京帝国大学における岸田の教育活動に着目し、講義ノートの分析、検証作業を通じて岸田の近代建築理念を探るという、これまでとは異なった観点からの研究方法が示されている。

第1章「岸田日出刀の自己形成：大学入学から営繕課勤務時の海外渡航まで」では、岸田の建築理念の形成期が扱われている。岸田は、日本にモダニズムの建築を導入しようとした最初の世代で、分離派建築会を結成した建築家たちより2学年下で学生生活を送った。分離派建築会のメンバーたちともさまざまなかたちで接触をもったが、その作品や考え方に岸田は批判的だった。さらに、大正末に約1年間にわたる欧米各地の視察旅行を経験して彼地の新たな建築思潮を吸収し、のちの近代建築理念形成の礎としたことが本章で検証されている。なお、この視察旅行における岸田の足取りはこれまで不明だったが、上述した資料の分析からその詳細を明らかにすることに成功した。また、東京帝国大学営繕課時代に岸田が設計を手掛けた作品も新たに見つかり、大学関連施設だけでなく「呉市公会堂及図書館」計画案などにみられる幅広い設計活動が判明し、その特徴が明らかとなった。

第2章「洋行後にみられる建築理念の変容—新たな理論形成に向けて」では、洋行後の岸田の主な業績となる、オットー・ヴァーグナーに関する評伝の出版や講演、博士論文「欧州近代建築史論」に関する分析が行われている。その過程で、親交がありながら早世した長谷川輝雄からの影響が指摘されている。長谷川は「四天王寺建築論」などで知られる気鋭の建築史家だったが、早くから西欧の近代建築に注目し、ヴァーグナーなどへの言及も行っていた。岸田は長谷川同様、美術史家アロイス・リーグルやヴィルヘルム・ヴォリンガーが唱えた「芸術意欲」の美術理論を取り入れ、時代精神の相の下で建築の発展をとらえ直すことによって、歴史主義あるいは様式折衷主義にもとづいた旧来の建築観からの脱却を図るといった構想を展開する。同時に、表現主義的造形を導入しながら一方で個人主義的色彩を強めていた分離派建築会の運動への批判的視座も獲得した。近代建築に関する岸田のこのような理念形成のプロセスが、本章において示されている。

第3章「講義原稿『意匠及装飾（形体篇）』にみる岸田日出刀の建築造形理念」においては、岸田が担当した講義科目「意匠及装飾」（必修科目）の講義原稿の分析が進められ、そのなかから岸田の造形理念が探求されている。ル・コルビュジエに代表される合理主義の近代建築理論が参照され、幾何学的な基本形態をもとにした新たな造形の美意識を「形式感」として位置づけている。一方で、建築造形を規定する風土性、地域性などの条件を岸田は重視し、西欧の近代建築が唱える国際性と、伝統という個別性の融合という問題を新たに提起した。こうした岸田の造形理念が発露したのものとして、同時期に設計された建築作品、また墓碑、銅像台座、忠霊塔などの造形に関する分析が行われている。

第4章「講義原稿『建築計画』にみる岸田担当科目の講義方針とその理論的特質」は、岸田が担当したもうひとつの講義科目「建築計画」の分析に当たっている。前章の「意匠及装飾」とこの「建築計画」はたがいに関連をもってその講義内容が考えられていたことが指摘されている。近代建築が向かい合うべき新たな社会のなかでの人間生活について、「意匠及装飾」はその精神的側面、「建築計画」は物質的側面の分析を目的としたもので、後者はとくに建築の合理性、利便性、快適性の考究を本義としたものであることが論じられている。また、岸田の前任だった塚本靖との授業内容の比較においては、住宅史に関する講義が新たに付け加えられている点を指摘し、東京帝国大学における建築教育の変遷についてその一端が明らかにされている。

第5章「『建築の日本趣味』に対する岸田日出刀の見解」においては、これまで扱われてこなかった未発表資料「日本的趣味意匠の研究」を中心に、近代建築における伝統や風土、地域性に関する岸田の見解を検証している。本資料は昭和10～12年にかけて啓明会からの助成金を得て進められた研究の報告書（草稿）で、明治末期から大正期における様式論争の延長上に岸田がその建築理念を展開したものである。そのなかで「日本の風土的特異性と建築の関係」という問題が提起されたこと、また『過去の構成』や『日本建築史』など同時期の岸田の出版活動との相同性について言及されている。さらに、1936年に開催されたベルリンオリンピックの会場視察後に岸田が発表したナチスドイツの建築に対する見解を検討し、歴史的伝統の「新化再現」という岸田独自の建築理念を抽出している。

第6章「大正・昭和戦前期における岸田日出刀の近代建築理念の性格及び特徴」は、第1章から第5章までの分析で得られた知見を整理し、岸田の近代建築理念についてさらに考察を加えている。岸田の近代建築理念を経年的にみていくと、洋行後に著されたヴァーグナーの評伝と博士論文「欧州近代建築史論」においてその枠組みがほぼ構築され、後年まで大きな変化を経ることなく、岸田の理念の基調をなしていることを指摘している。「構造と材料の根本方針と建築の形体との関係」という内的要因、また「時代精神という建築新化」の外的要因によって建築が「新化再現」する、という岸田独自の近代建築理念が本章において定立されている。また、岸田の教育活動においては、東京帝国大学における「建築意匠学」確立に向けた取り組みのなかで、こうした近代建築理念が反映されていることが示されている。

そして結論では、これまでの各章で得られた知見にもとづき、岸田の近代建築理念の固有性を再確認している。佐野利器を中心とした構造合理主義的建築観の定着、伊東忠太による進化論的様式主義からの影響、また同世代の分離派建築会による西欧近代建築の導入、という同時代の動向のなかで、岸田は歴史主義の建築からの脱却を図るために、芸術意欲あるいは時代精神の概念を建築史に導入して日本における近代建築の新たな理解の枠組みを提起し、発展を促そうとした。伊東忠太にはじまる日本建築史の理解を踏まえたうえで、それを建築設計の方法論に応用し、次なる世代の丹下、前川に継承可能なかたちに定義し直した、岸田の近代建築理念の実質がここに明らかにされている。

本論文は、岸田日出刀を主たる分析対象として検証を進めながらも、日本の近代建築を特徴づける建築理念の性格と意義を明らかにし、その形成過程を論証したものでその成果は大きい。本研究が示した資料の博捜とその実証的分析の手法、またその結果導き出された結論において独自性に富み、日本の近代建築史研究の発展に資するところが大きいと判断できる。

このことは、本論文の提出者が自立して研究活動を行い、又はその他の高度な専門的業務に従事するに必要な能力及びその基礎となる豊かな学識を有していることを示すものである。

よって本論文は、博士（工学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

平成28年2月18日